

令和 8 年 度

横浜市職員採用選考（助産師）受験案内

令和 8 年 9 月
横浜市こども青少年局

第一次選考日 令和 8 年 11 月 7 日（土）

第二次選考日 令和 8 年 12 月 9 日（水）

【申込受付期間】

●郵送のみ●

令和 8 年 10 月 5 日（月）～ 令和 8 年 10 月 16 日（金）消印有効

◎横浜市職員採用選考は、皆様の申込みによって選考の準備が進められ、経費は、市民の方に納めていただいた税金が使われます。貴重な税金を有効に活用するためにも、選考の申込みをした人は、必ず受験するようお願いします。

1 選考区分、採用予定人員及び職務概要

〔 配属先・採用予定人員については、現時点における予定に基づくもので、今後変わることがあります。 〕

選考区分	国籍	採用予定人員	職 務 概 要
助産師	国籍は問いません	数人	主に区役所（福祉保健センター）などで、妊産婦健康相談、母親（両親）教室、不妊相談、乳幼児健康診査、思春期健康教育、女性の健康相談など母子保健事業や子育て支援業務に従事します。

【注意事項】

企業局を含む、横浜市的全組織に配属される可能性があります。

2 受験資格

- ◆ 試験の過程で、受験資格がないことが明らかになった場合は、それ以降の試験は受験できません。この場合、受験を辞退したものとして扱います。また、最終合格発表後に受験資格を満たしていないことが判明した場合は、合格を取り消します。

(1) **令和9年4月1日時点で63歳未満の方（昭和39年4月2日以降に出生した人）**

(2) 次のア、イに一つでも該当する人は受験できません。

ア 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第十六条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

(3) 職務経験の確認のため、最終合格発表後に職歴証明書等の提出ができる人に限ります。

職務経験の証明ができなかった場合は、採用されません。

- ◆ 助産師（助産師免許保持者）

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）の規定による助産師免許を取得した後、**助産師として医療機関等における職務経験を3年以上**有する人

【職務経験について】

「3年以上」とは、休憩時間を除き、週30時間以上の勤務を3年以上継続していることを要します（同時期に複数の医療機関等に勤務していた場合は、一か所の勤務期間のみを職務経験とします。）。

受験資格にかかる経験年数については、必ず次ページで確認してください。

～ 受験資格にかかる経験年数について ～

記入する前に必ず確認してください！

受験資格がないことが明らかになった場合は、その後の選考は受験できません。また、合格を取り消します。10 ページの「よくある質問」もあわせて確認してください。それ以外の不明な点は、こども青少年局総務課にお問い合わせください。

継続勤務要件・・・一か所の医療機関等において助産師として3年以上継続している勤務
【受験資格算入期間・・・助産師免許取得後から令和8年9月30日まで】

【年数計算の方法】

- ・年数は、勤務を開始した日（起算日）から翌年の起算日に相当する日の前日（応当日前日）までを1年として計算します。
 (例) H30. 2. 1～R4. 1. 31→4年 R1. 9. 7～R4. 9. 6→3年
- ・月数は、起算日から翌月の応当日前日までを1月として計算します。
 (例) H27. 4. 16～R3. 3. 15→5年11月
 ※ 起算日が30日又は31日で、2月末日まで勤務していた場合は、2月末日を応当日前日とみなします。
 (例) H29. 7. 31～R3. 2. 28→3年7月
- ・勤務を終了した月において、応当日前日より前に勤務が終了した場合は、その月の前月の応当日前日までの月数を計算し、残りの日数は切り捨てます。ただし、残りの日数が30日になる場合は1月として計算します。
 (例) H23. 10. 30～H27. 5. 23…3年6月+24日→3年6月
 H22. 8. 2～H27. 5. 31…4年9月+30日→4年10月

【育児・介護休業と産前産後の休業の取扱いについて】

〈育児・介護休業〉

育児・介護休業を取得した期間がある場合は、令和8年9月30日までに休業前と同一企業等に復職した場合に限り、職務経験に含めることができます。

なお、休業期間がある場合は、必ずエントリーシートの指定の入力欄に入力してください。

〈産前産後の休業〉

産前産後の休業期間は、継続して勤務・活動している期間を職務経験に含めることができます。

※ 産前産後の休業とは、労働基準法第65条に基づくものをいいます。

- ・3年未満の職務経験は、受験資格として算入できません。

(例) H30. 8. 1～R3. 6. 30…2年11月→0年

- ・同じ医療機関等の勤務の中において、連続した1月以上の無給の休業期間（産前産後の休業及び育児・介護休業を除く）は、職務経験に含むことはできません。休業期間がある場合は、期間が分かるように記載してください。ただし、休業期間前後の勤務は継続するものとします。

【選考申込書記入例】

勤務期間	勤務年数	受験資格 該当年数	勤務先など	職務内容、役職など(簡潔に)	雇用形態
H 27年5月7日から R 2年2月6日まで	4年9月	3年9月	県立〇〇病院 (H28. 4. 1～H29. 3. 31 育児休業取得)	産婦人科に勤務。主任として新人職員への指導を行う。	正規職員
R 2年3月1日から R 3年10月31日まで	1年8月	0年0月	〇〇病院	産婦人科に勤務。	正規職員

※ 出向等の期間がある場合、出向期間及び出向先が分かるように記載してください。

3 選考の日時、会場及び合格発表

	日時	合格発表日
第一次選考	専門（記述式）、一般論文 令和8年11月7日（土） 【場所】 横浜市役所 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 【着席（予定）】 午前8時45分 【選考終了（予定）】 午後0時15分	11月24日（火） 午前10時 （予定）
第二次選考	面接 令和8年12月9日（水） ※第二次選考は第一次選考合格者のみ実施します。 ※集合時間や会場の詳細は第一次選考合格者に通知しますので、必ず確認してください。	最終合格発表 12月18日（金） 午前10時 （予定）

・各選考日時の変更はできません。

合格・不合格通知	・第一次・第二次選考受験者には、 <u>合否にかかわらず</u> 文書で通知します。 ・通知は、各合格発表日に発送します。
合格発表場所	・こども青少年局ホームページで発表いたします。 （受験案内末頁URL参照） ※ <u>通知書が郵便事情などにより、延着、不着となる場合もありますので、合否は必ずホームページで確認してください。</u>

・合否についての電話による問合せは一切お断りします。こども青少年局では、合否に関する電報、電話などのサービスの取扱いは一切していません。

4 選考結果について

この採用選考の結果については、「横浜市個人情報の保護に関する条例」第6条の規定により口頭で開示請求することができます。電話、はがきなどによる請求はできませんので、受験者本人が直接来庁してください。
 なお、その際には本人確認を行いますので、第一次選考で配付する受験番号カードを持参してください。

選考	開示請求のできる人 (本人に限る。)	開示内容	開示場所など
第一次選考	第一次選考不合格者	当該選考の総合順位、各選考科目の得点、総合得点及び合格点	開示期間：それぞれの選考の合格発表日から2週間 開示場所：こども青少年局総務課 (市庁舎13階) 開示時間：8:45～17:15(土日祝日除く。)
第二次選考	第二次選考不合格者		

※ それぞれの選考で棄権した方(全科目受験していない方)には、選考結果を開示することはできません。

◆ 受験した方には、選考の結果を通知に記載して送付します。

- (1) 第一次、第二次選考不合格者には、不合格通知に開示内容と同様のもの(当該選考の総合順位、各選考科目の得点、総合得点及び合格点)を記載して送付します。
- (2) 最終合格者には、合格通知に当該選考の総合順位及び総合得点を記載して送付します。なお、順位及び成績は、採用・配属に影響するものではありません。

5 選考の内容及び出題分野

	選考科目	選考時間	内 容
第一次選考	専門(記述式)	1時間30分	専門知識についての筆記選考(出題分野は下表【専門科目出題分野】を参照してください。)
	一般論文	1時間	与えられた課題に対する記述式の一般論文(800字以内)
第二次選考	面接		個別面接

【専門科目出題分野】

出 題 分 野
基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健、助産管理等

6 合格者の決定及び配点

- (1) 第一次選考の合格者は、第一次選考の結果により決定します。
- (2) 第二次選考の合格者は、第一次選考の結果を下表に示した点数を満点として換算し、第二次選考(面接)の結果と総合して決定します。
- (3) どの選考段階においても、いずれかの選考科目が一定の基準に達しない人は、他の成績にかかわらず不合格とします。

	第一次選考		第二次選考	総合点
	専門(記述式)	一般論文	面接	
第一次選考	100	100	—	200
第二次選考	20	20	300	340

※ 小数点以下の点数は切り捨てます。

7 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登載されます。
- (2) 受験資格がないこと（職務経験の証明ができない場合を含む。） 、又は申込書記載事項が正しくないことが明らかになった場合は、合格を取り消します。
- (3) 採用の時期は、原則として令和9年4月となりますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。
- (4) 合格から採用までの間に、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、採用しません。
- (5) 外国籍の人で採用されるのは「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」及び「特別永住者」の人です。
- (6) 年齢・経験にかかわらず「職員Ⅰ」として採用されます。

※ 横浜市の一般職員は、昇任段階により職員Ⅰ～Ⅲの三つに分かれており、その中で職員Ⅰ（市職員としての基礎を身に付け高めつつ、新しい視点で職場の活性化に取り組む職員）として採用されます。

- (7) 職員の定年年齢は、「横浜市一般職職員の定年等に関する条例」により、令和9年度においては63歳に到達した年度の年度末と定められています。

※定年年齢は、令和5年4月から2年に1歳ずつ段階的に引き上げられ、令和13年4月に65歳となります。

8 給与

給与月額例（地域手当を含む。）	
・22歳で大学を卒業と同時に助産師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が10年あり、採用時の年齢が32歳の場合	→340,108円
・22歳で大学を卒業と同時に助産師免許を取得後、正規職員として病院における職務経験が18年あり、採用時の年齢が40歳の場合	→363,076円
※初任給調整手当を含む。	

職員の給与は、「横浜市一般職職員の給与に関する条例」などにに基づき支給されます。

令和8年4月現在の初任給の目安は上表のとおりです。なお、職歴の有無・内容に応じて決定するため、金額は異なります。上限額は365,744円となります。

このほか、通勤状況、住まいの状況などに応じて、通勤手当、住居手当などが支給されます。また、採用されるまでに条例などの改正等が行われた場合には、その定めるところによります。

9 勤務時間及び休暇等

(1) 勤務時間

原則として、月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分（休憩時間正午～午後1時）までです。配属される職場によっては、早番・遅番・土日勤務・夜間勤務・24時間の交替勤務（当直勤務）もあります（必要に応じて超過勤務が発生する場合があります。）。

(2) 休暇等

年次有給休暇（年間20日間）のほか、夏季休暇・病気休暇・結婚休暇・出生支援休暇・出産休暇・介護休暇などの休暇制度があります。また、育児休業制度、育児短時間勤務制度、自己啓発等休業制度、配偶者同行休業制度などもあります。

(3) 受動喫煙防止対策等

横浜市が所管する施設は原則、敷地内禁煙又は屋内禁煙です。

なお、勤務時間中（休憩時間を除く。）は禁煙としています。

※ 上記内容は、令和8年4月現在のものであり、変更になる場合があります。また、水道局、交通局、医療局病院経営本部などは一部異なることがあります。

10 その他

(1) 問題は活字印刷文による出題です。

(2) この選考において提出された書類は、一切返却しません。

(3) 受験に際して市が収集する個人情報、採用選考及び採用に関する事務以外の目的への使用は一切しません。ただし、採用者の個人情報は、人事情報として使用します。

(4) 障害等のため受験上の配慮を必要とされる方は、必ず10月16日（金）午後5時15分までに電話・Email等で相談してください。

(5) 集合時間（着席時間）は厳守してください。ただし、鉄道の不通・遅れによる場合は、集合時間（着席時間）までに、受験票に記載の当日連絡先に連絡してください。

(6) 第一次選考当日の持ち物は、次のとおりです。

ア 受験票（裏面に必ず写真を貼ってください。）

イ シャープペンシル（HB又はB、0.5mm芯）又は鉛筆（HB又はB）

ウ プラスチック消しゴム

(7) 携帯電話等の通信機器を選考時間中に発着信又は操作することは禁止します。携帯電話の電源は必ず切ってください（時計としての使用も不可。）。スマートウォッチも使用できません。

(8) 選考会場への自家用車・バイク・自転車等の乗り入れはできません。

(9) 選考会場内は全て禁煙です。

(10) 温度調節のできる服装でお越しください。

(11) 会場内には時計がありません。時計は必要に応じて各自で持参してください。

11 申込方法 申込みは郵送（簡易書留）で行ってください。

※ 複数の申込みはできません。複数の申込みの場合、最初に到達したもの以外は無効とします。
 ※ 申込書等の直接持ち込みはできません。

申込方法	郵送	◆受付期間 令和8年10月5日（月）～10月16日（金）消印有効 ※封筒の表に「助産師選考申込書在中」と朱書きし、必ず簡易書留で次のあて先に送付してください。簡易書留郵便によらない場合の事故については、一切の責任を負いません。 ◆あて先 〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市こども青少年局総務課職員係
提出書類	1 必要事項を記入した選考申込書 2 助産師免許の写し 裏面に書換の記載がある場合は、裏面の写しも提出してください。 3 110円分の切手 受験票の送付に使用します。	
受験票の交付	受験票は、提出された書類により受験資格を審査した後、本人あてに郵送します。なお、<u>令和8年10月30日（金）までに受験票が届かない場合には、11月2日（月）午後5時までに</u>、こども青少年局総務課職員係まで連絡してください。 受験票には、最近6か月以内に撮影した、鮮明な写真1枚（縦4cm×横3cm程度、上半身、正面向き、脱帽、カラー・白黒いずれも可、裏面に氏名を記入）を貼って、第一次選考当日に持参してください。	

◆選考申込書

必要事項を記載した選考申込書を同封してください。ダウンロードした選考申込書を使用する場合は、表・裏合わせて1枚となるように、両面印刷をしてください。

◆助産師免許の写し

助産師免許の写しを同封してください。
裏面に書換の記載がある場合は、裏面の写しも同封してください。

◆切手

110円の切手を同封してください。

申込書が折らずに入る大きさ（角型2号）の封筒に入れてください。

郵便局で必ず、「簡易書留」で郵送してください。

赤字で記入

切手	231-0005	横	の	横
	横	浜	10	浜
	市	市		市
	こ	中		中
	ども	区		区
	青	本		本
	少	町		町
	年	6		6
	局	丁		丁
		目		目
		50		50
		番		番
		地		地

助産師選考申込書在中
簡易書留

御自分の住所	御自分の名前
--------	--------

【選考申込書記載についての注意点】

選考申込書は面接の参考資料になります。

記載にあたっては、以下の注意事項をよく読んでください。

※記載はパソコンによる入力か手書きのいずれかの方法で行ってください。

パソコンでの印刷時には必ず両面印刷を行い、選考申込書が表裏1枚となるようにしてください。

① 各欄について

氏名 : 氏名・フリガナを記載してください。

年齢 : 令和9年4月1日現在の年齢を記載してください。

住所 : 現住所を記載してください（各種通知の送付先になります。）。

連絡先 : 連絡先を記載してください。

学歴 : 直近2つの学歴を記載してください。

これまでの職務経歴: 古いものが上になるように記載してください。

受験資格に該当する職務経歴は必ず記載してください。3年未満のものは経歴年数に算入できません。

全ての職歴を記載できない場合は、受験資格に該当する職務経歴を優先して記載してください。

資格・免許 : 主な資格・免許等について記載してください。

受験資格に該当する助産師免許は必ず記載してください。

志望理由 : 具体的に記載してください（200文字程度）。

職務経歴 : 具体的に記載してください（200文字程度）。

本市への貢献について : 具体的に記載してください（200文字程度）。

セールスポイント : 簡潔に記載してください（複数可）。

改善したいところ : 簡潔に記載してください（複数可）。

自己啓発活動 : 簡潔に記載してください（複数可）。

趣味・特技 : 簡潔に記載してください（複数可）。

② 選考申込書提出後の記載内容の変更は認めません。受験資格等の項目で確認が必要であると判断した場合は、こちらから連絡します。

よくある質問

Q		A
申込みについて	インターネットでも申込みはできますか。	インターネットでの申込みはできません。必ず郵送（簡易書留）で申込手続を行ってください。
	契約社員や派遣社員の経験年数の取扱いは。	例えば6か月ごとの雇用契約であった場合、同じ医療機関等に継続して3年以上勤務していれば、経験年数としてカウントできます。ただし、契約更新までに期間が空くなど継続していない場合は、同じ医療機関等に勤務していても通算できません。
	同じ医療機関等で、雇用形態が変わった場合（契約社員から正社員など）の経験年数の取扱いは。	週 30 時間以上の勤務であって、同じ医療機関等に継続して勤務をしていれば、通算できます。
	受験資格に該当する勤務先等が倒産しているのですが、受験できますか。	受験資格を満たしていれば受験は可能ですが、職歴の証明のために、最終合格後に雇用期間と一週間の勤務時間が分かる書類が必要になります。提出が必要な書類については必ずこども青少年局総務課に問い合わせてください。
	出向により、別の医療機関等に勤務した期間は通算できますか。	職歴証明書により、元の医療機関等に在籍したままの出向であったことが証明できれば、元の医療機関等での職務経験として通算できます。
	医療機関名が変更（合併等も含む）になったが、継続して通算できますか。	医療機関名が変更されても、その医療機関等が元は同一であることと、本人がその医療機関等に継続して勤務していたことが職歴証明書で証明できれば通算できます。
選考について	受験に際して、居住地、出身校、性別、職歴、本市以外の転職活動状況（併願状況）などによる有利・不利はありますか。	採用選考の可否は選考の結果のみで決定しており、そのようなことは一切ありません。
	障害がありますが、受験に際して配慮をしてもらえますか。	障害等があり、選考当日に車いすを使用するなど受験に際して配慮が必要な方は、必ず 10 月 16 日（金）午後 5 時 15 分までに電話等で相談してください。
	面接の日程を変更することはできますか。	日程を変更することはできません。指定された日に受験してください。
合格後について	職歴証明書を提出できない場合はどうなりますか。	最終合格後に職歴証明書を提出できない場合は、合格を取り消します。提出する職歴証明書には、法人名、代表者名、社判、勤務期間、休憩時間を除いた 1 週間の勤務時間（活動内容）などの記載が必要です。
	自営業の場合は、何を提出すればよいですか。	事業所の代表者名で作成する職歴証明書のほかに、営業時間・営業日、開業期間などを証明できる書類を用意し、こども青少年局総務課まで問い合わせてください。

受験手続その他採用選考に関するお問合せは・・・

横浜市こども青少年局総務課職員係

〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 横浜市役所本庁舎13階

TEL 045 (671) 4268 FAX 045 (663) 8061

Mail : kd-somu@city.yokohama.lg.jp

本採用選考の最新情報は、こども青少年局ホームページで検索！

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city->

[info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/2027josansisaiyo.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/kodomo/sonota/somuka/2027josansisaiyo.html)



〔横浜市庁舎周辺図〕

横浜市庁舎

- みなとみらい線「馬車道」駅下車、1c出入口直結
- JR「桜木町」駅下車、「新南口（市役所口、交通系ICカード専用改札）から約200m、徒歩約3分
- 市営地下鉄「桜木町」駅下車「1口」から約200m、徒歩約3分

